

# 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

## 委員一覧（20名）

委員長	黒岩 宇洋	(民主)	西銘 順志郎	(自民)	藤本 祐司	(民主)
理事	主濱 了	(民主)	橋本 聖子	(自民)	山根 隆治	(民主)
理事	円 より子	(民主)	水落 敏栄	(自民)	遠山 清彦	(公明)
秋元 司	(自民)		山本 順三	(自民)	渡辺 孝男	(公明)
魚住 汎英	(自民)		脇 雅史	(自民)	紙 智子	(共産)
佐藤 泰三	(自民)		小川 勝也	(民主)	大田 昌秀	(社民)
伊達 忠一	(自民)		喜納 昌吉	(民主)		(18.9.28 現在)

## （1）審議概観

第165回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（沖縄及び北方問題に関する特別委員長）であり、可決した。

### 〔法律案の審査〕

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長の提出に係るものであり、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものである。

委員会においては、12月13日に提出者安住衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長から趣旨説明を聴取した後、改正案提出の経緯とその改正目的、第31吉進丸の銃撃・だ捕事件に関する我が国の対応等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

## （2）委員会経過

### ○平成18年9月28日（木）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成18年11月1日（水）（第2回）

- 理事を選任した。

### ○平成18年12月13日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第3号）（衆議院提出）について提出者衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長安住淳君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長代理宮腰光寛君、浅野外務副大臣、平沢内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った

後、可決した。

〔質疑者〕 主濱了君（民主）、喜納昌吉君（民主）、紙智子君（共産）、大田昌秀君（社民）

（衆第3号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

### （3）議案の要旨・附帯決議

#### ○成立した議案

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

（衆第3号）

#### 【要旨】

本法律案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができるとしているものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、昭和20年8月15日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた者の子であって、同日以前6月末満の期間内に北方地域で出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいた者、及び同日後に北方地域で出生した者を、新たに元居住者に加える。
- 二、生前承継制度を補完するための死後承継制度を創設し、元居住者又は旧漁業権者の死後承継者が生前承継することなく死亡した場合、生前にその主たる生計を維持していた子又は孫のうち1人に限り承継を可能にする。
- 三、この法律は、平成20年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

- 一、独立行政法人北方領土問題対策協会が行う融資業務について、業務の効率性、透明性、公平性等に十分な配慮をするよう指導すること。
- 二、第164回国会において成立した行政改革推進法の趣旨に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の組織等の見直しを適切に行うこと。
- 三、我が国固有の領土である北方領土の早期返還実現のため体制強化を図るとともに、より一層返還要求運動の推進を行うこと。
- 四、北方領土隣接地域の活性化のため、振興対策の拡充強化を図ること。

五、北方四島周辺水域において日本漁船が銃撃・だ捕されたことにかんがみ、政府はその再発防止と同水域の安全操業の確保に努めること。

六、北方四島交流事業等に係る使用船舶の新造に早急に着手すること。  
右決議する。